

令和 7 年 5 月 29 日

各市町村立学校長 様

埼玉県教育局教育総務部教職員課長  
(公印省略)

**令和 7 年度住民税特別徴収税額通知書（本人交付用）について（通知）**

標記の件について別添のとおり送付しますので、所属職員（納税義務者）に交付してください。

なお、交付の際には、下記事項に十分御留意願います。

記

**1 「住民税特別徴収税額通知書」（以下「税額通知書」という。）の取扱いについて**

**(1) 本人に交付する場合**

令和 7 年 6 月 1 日現在、在籍している職員に交付してください。

なお、一人に 2 枚以上送付された場合は、別紙 1 により報告してください。

ただし、下記に該当する場合は別紙 1 による報告は必要ありません。

ア 税額通知書の日付が異なる場合

最新の日付の通知書を職員に交付し、日付が古い通知書は破棄してください。

イ 税額通知書と税額**変更**通知書が同時に送られた場合

税額**変更**通知書を本人に交付し、税額通知書は破棄してください。

**(2) 異動等（転出・再採用等の臨時的任用職員及び会計年度任用職員を含む）があった者の税額通知書を回送する場合**

令和 7 年 1 月 2 日以降に市町村立小・中・義務教育学校、特別支援学校、川口市立高等学校（定時制課程）、県立学校及び教育局の各課所館に異動等があった職員の税額通知書は、異動等先に令和 7 年 6 月 12 日（木）までに到着するように回送をお願いします。

なお、異動等があった者については、現在の所属に直接送付されることがありますので、届いていない場合は現在の所属に御確認ください。

### (3) 交付する必要がある場合

次のア～エに該当する者の税額通知書が送付された場合は、破棄してください。

ア 上記(2)に該当する所属以外に異動等した者（市町村教育委員会、知事部局等）

イ 無給派遣、専従休職等により、県で給与を支給していない者

ウ 令和7年5月31日以前に退職し、その後県で採用されていない者

エ 令和7年6月1日現在、育児休業、配偶者同行休業、無給休職、大学院修学休業、自己啓発等休業に入っており、6月分給与の支給がない者

[参考]

○ ア及びイについては、転出・派遣先で新たな税額通知書が交付されます。

○ ウ及びエについては、住民税の徴収方法が普通徴収（本人が納付書により市区町村に納付する方法）となり、納入通知書が課税市区町村から本人宛てに送付されます。

なお、年度途中で育児休業、配偶者同行休業、無給休職、大学院修学休業、自己啓発等休業に入った職員の住民税の徴収方法は、令和7年度（令和8年5月分まで）は普通徴収となります。

## 2 別紙1の提出期限及び提出先（問合せ先）

### (1) 提出期限

令和7年6月17日（火）

### (2) 提出先（問合せ先）

ア 市町村立小・中・特別支援学校

教職員課県費事務担当（a6660-09@pref.saitama.lg.jp）FAX 不可

※質問は原則質問票でお願いいたします。

イ 川口市立高等学校（定時制課程）

教職員課給与管理担当（a6660-03@pref.saitama.lg.jp）

※ **該当がない場合は回答の必要はありません。**

なお、提出期限後に税額通知書等の送付があった場合については、随時受付いたします。

## 3 令和7年に採用された職員の住民税について

原則として、令和7年1月1日以降、新たに本採用、臨時的任用、再任用又は会計年度任用職員として採用された職員は特別徴収の対象になりません。

ただし、以下の職員は特別徴収の対象となります。

- (1) 人事交流により、市町村教育委員会等から転入した職員
- (2) 令和7年4月に本採用、臨時的任用、再任用又は会計年度任用職員（税額表区分が甲欄の者のみ）として採用され、4月に給与等の支給を受けた職員のうち、令和6年中に同一の職員番号で埼玉県から給与等の支給を受けた職員

(2)の場合、課税市区町村から直接、本人宛てに納入通知書が送付されることがあります。その場合は、課税市区町村に納入通知書の内容の確認等を行うよう、該当職員に周知してください。その結果、特別徴収に該当するにもかかわらず、納入通知書が届いた場合は、別紙2により報告してください（「4 特別徴収対象者等の確認について」を参照）。

なお、事務処理の都合上、税額通知書の送付並びに給与からの控除が開始される月が遅れる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

#### 4 特別徴収対象者等の確認について

特別徴収に該当する者で税額通知書が届いていない場合、又は特別徴収に該当しない者で税額通知書が届いた場合は、課税市区町村等に状況を確認しますので、別紙2により報告してください。

なお、1(3)に該当する者については、別紙2による報告は不要です。

※ 1(2)で依頼した令和7年6月12日（木）までに回送される税額通知書を待ってから報告をお願いします。

※ 提出先が教職員課県費事務担当となっている所属は、別途電子メールにより送付するエクセルファイルで報告をお願いします。

##### (1) 提出期限

令和7年6月17日（火）

##### (2) 提出先（問合せ先）

ア 市町村立小・中・特別支援学校

教職員課県費事務担当(a6660-09@pref.saitama.lg.jp) F A X ・ 郵送不可

※質問は原則質問票でお願いいたします。

イ 川口市立高等学校（定時制課程）

教職員課給与管理担当(a6660-03@pref.saitama.lg.jp)

#### 5 その他

- (1) 特別徴収税額通知書を交付した職員には、税額通知書と令和7年6月分給与支

給明細書で徴収税額を必ず確認するよう周知してください。

- (2) 令和7年4月1日に給与支払義務者が変更になった者（例：市立高校・市町村教育委員会からの異動）、本採用から再任用になった者、臨時的任用から臨時的任用になった者（同一校の発令を含む）などについては、**事務処理の都合上、税額通知書の送付並びに給与からの控除が開始される月が遅れる場合がありますので、あらかじめ御了承ください。**
- (3) ペーパーレス化の推進により、税額通知書には本通知を同封しておりませんので、御承知おきください。
- (4) 税額通知書については各市町村教育委員会へ送付していますので、御承知おきください。

○川口市立高等学校（定時制課程）の問合せ先

担 当：給与管理担当

電 話：048-830-6671（直通）

E-Mail: a6660-03@pref.saitama.lg.jp

○市町村立小・中・特別支援学校の問合せ先

担 当：県費事務担当

E-Mail: a6660-09@pref.saitama.lg.jp

F A X ：048-825-0013